

表 ISC税改定一覧(2019年6月15日付)

対象カテゴリー	対象品目	改正後		改正前	
砂糖入り飲料 (ノンアルコールビールを含む) (注1)	100mlあたり、砂糖0.5グラム未満	12%		17%	
	100mlあたり、砂糖0.5～6グラム未満	17%		17%	
	100mlあたり、砂糖6グラム以上	25%		25%	
アルコール飲料(注2)		従量税 (1リットル当り)	従価税	従量税 (1リットル当り)	従価税
	アルコール度数、0度～6度未満	1.25ソル	20%	1.25ソル	35%
ビール		従量税(1リットル当り)		従価税・従量税	
	ビール	2.25ソル		アルコール飲料	
電子たばこ		従価税		対象外	
	その他のたばこ(紙たばこ、巻たばこなど)1本当たり	0.27ソル		対象外	
	加熱式たばこ	50%		対象外	
自動車		新車	中古車	新車	中古車
	ガソリン・ガスエンジン車	0%	40%	10%	40%
	ディーゼル・セミディーゼルエンジン・ガス車	0%	40%	10%	40%
	1400cm ³ 以下(ガソリン車)	5%	40%	10%	40%
	1401cm ³ 以上～1500cm ³ 以下(ガソリン車)	7.5%	40%	10%	40%
	1501cm ³ 以上(ガソリン車)	10%	40%	10%	40%
	天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車	0%	40%	0%	10%
	自動2輪車(シリンダー容積125cm ³ 以下)身障者用は除く	5%	40%	10%	40%
	自動2輪車(シリンダー容積126cm ³ 以上)身障者用者は除く	10%	40%	10%	40%
	電気自動2輪車	対象外	40%	対象外	10%

(注1) 保健省医薬品医療資材局(DIGEMID)および環境衛生総局(DIGESA)における衛生登録または薬品登録されている特別ダイエット飲料を除く。

(注2) 従量税、従価税のいずれか高い方が課税される。

(出所) 経済財政省(MEF)